

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

申請（請求）に必要な書類

必要書類をご準備のうえ、窓口へ提出（または郵送）してください。
なお、申請書等の様式は市ホームページまたは子ども支援課窓口にて入手できます。

(1) 令和5年3月分の児童扶養手当受給者

該当する方には別途ご案内済です。

- (2) 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方であって、令和3年の収入額が児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額（裏面参考1）に相当する収入額未満である方
（すでに児童扶養手当の認定を受けている方以外にも、児童扶養手当の申請をしていれば、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります）

公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

【申請時に必要となるもの】

- 申請書（様式第3号-①）
- 申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）
： 個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など
- 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）
： 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分
※ ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開きページの写し（コピー）
に記載の振込用の店名、預金種目、口座番号（7桁）を申請書に記入
- 戸籍謄本または抄本（本人・児童）
（すでに岐阜市で児童扶養手当の認定を受けている場合は不要）
- 簡易な収入額の申立書（様式第4号-①）
- 令和3年の年間収入額がわかる書類
： 年金振込通知書など支給額がわかるもの、所得課税証明書（※）、
その他事業収入・不動産収入がある場合は帳簿など

<扶養義務者等がいる場合>

- 簡易な収入額の申立書（様式第4号-②）
- 令和3年の年間収入額がわかる書類（扶養義務者等のもの）
： 年金振込通知書など支給額がわかるもの、所得課税証明書（※）、
その他事業収入・不動産収入がある場合は帳簿など

<所得額による要件確認を希望する場合>

- 簡易な所得額の申立書（様式第4号-③）

<申請・請求者または監護等児童が障害の状態にある場合>

- 障害の状態を確認できる書類
： 障害年金の証書、特別児童扶養手当証書など

※ 令和4年1月1日時点で岐阜市在住であり、令和3年中の所得の申告が済んでいる方は所得課税証明書の添付不要

(3) 申請時点で児童扶養手当の受給資格者またはそれと同様の事情にある者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、家計急変後1年間の収入見込みが児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額（※下に記載）未満である方

【基本給付】

- 申請書（様式第3号-②）
- 申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）
： 個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など
- 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）
： 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分
※ ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開きページの写し（コピー）
に記載の振込用の店名、預金種目、口座番号（7桁）を申請書に記入
- 戸籍謄本または抄本（本人・児童）
（すでに岐阜市で児童扶養手当の認定を受けている場合は不要）
- 簡易な収入見込額の申立書（様式第4号-④）
- 令和5年1月以降の任意の1か月の収入がわかる書類
： 給与明細書（令和5年1月分以降）、年金振込通知書など支給額がわかるもの、その他事業収入・不動産収入がある場合は帳簿など

<扶養義務者等がいる場合>

- 簡易な収入見込額の申立書（様式第4号-⑤）

<所得見込額による要件確認を希望する場合>

- 簡易な所得見込額の申立書（様式第4号-⑥）

<申請・請求者または監護等児童が障害の状態にある場合>

- 障害の状態を確認できる書類
： 障害年金の証書、特別児童扶養手当証書など

※ 収入が無かった月を任意の1か月とした場合や、その他市が必要と判断した場合には別途申立書などの提出を求めることがあります

児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額（※） = （参考1） + （参考2）

（参考1）児童扶養手当支給制限限度額表

（単位：円）

扶養親族等の数	本人				扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

(※)

(※)

（参考2）支給制限限度額に加算できる額（※）

区分	受給者本人	配偶者・扶養義務者	摘要
70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき	本人限度額に10万円加算	配偶者・扶養義務者限度額に6万円加算	ただし、配偶者・扶養義務者について、扶養親族が老人のみ時は1人を除いた人数が対象となる
満16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき	本人限度額に15万円加算		